

3 先進医療等不妊治療費への支援について

「保険適用となる不妊治療と併せて実施する保険適用外の先進医療」、及び「先進医療とならない保険適用外の治療を含む不妊治療」に要する費用の一部を助成します。

対象となる方

- ①体外受精及び顕微授精等の生殖補助医療を受けた夫婦（事実婚を含む）
- ②治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満の夫婦
- ③秋田県内（秋田市を除く※1）に住所がある方 ※1 秋田市にお住まいの方は秋田市にお問い合わせください。

対象となる治療及び助成金額

①先進医療として告示されている不妊治療

（先進医療の実施医療機関として指定された医療機関で行ったものに限られます。）
先進医療技術及び先進医療を実施している医療機関の一覧については、厚生労働省のホームページで確認してください。



10万円まで（ただし、医療費総額が保険診療分と併せて30万円（C、F※2の治療は10万円）までの助成とします。）

※2 C：以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施 F：採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止

②先進医療とならない保険適用外の治療を含む不妊治療

保険適用外の治療が含まれることにより全額自己負担となる治療

30万円まで
（C、F※2の治療は10万円まで）

助成回数

- ①、②それぞれ1年度1回まで

提出書類

- ①秋田県先進医療等不妊治療費助成事業申請書（申請者が記入）
- ②秋田県先進医療等不妊治療費助成事業受診等証明書（治療実施医療機関の医師が記入）
- ③秋田県先進医療等不妊治療費助成事業協力医療機関受診等証明書（協力医療機関の医師が記入）
- ④医療機関が発行した領収書（医療機関の処方による薬代も含まれます）
- ⑤夫及び妻の住民票（申請日から3か月以内に発行されたもの、マイナンバーの記載がないもの）

●不妊治療関係申請窓口一覧

県地域振興局福祉環境部で申請の相談、受付を行っています。郵送での提出もできます。
◇受付：月～金曜日 8時30分～17時15分（祝日、12月29日～1月3日を除く）

地域	〒	住所	電話番号
北秋田地域振興局大館福祉環境部(大館保健所)	〒018-5601	大館市十二所字平内新田237番地の1	0186-52-3952
北秋田地域振興局鷹巣阿仁福祉環境部(北秋田保健所)	〒018-3393	北秋田市鷹巣字東中岱76番地の1	0186-62-1166
山本地域振興局福祉環境部(能代保健所)	〒016-0815	能代市御指南町1番10号	0185-52-4333
秋田地域振興局福祉環境部(秋田中央保健所)	〒018-1402	湯上市昭和乱橋字古開172番地の1	018-855-5170
由利地域振興局福祉環境部(由利本荘保健所)	〒015-0885	由利本荘市水林408番地	0184-22-4122
仙北地域振興局福祉環境部(大仙保健所)	〒014-0062	大仙市大曲上栄町13番62号	0187-63-3404
平鹿地域振興局福祉環境部(横手保健所)	〒013-8503	横手市旭川一丁目3番46号	0182-32-4006
雄勝地域振興局福祉環境部(湯沢保健所)	〒012-0857	湯沢市千石町二丁目1番10号	0183-73-6155

※特定記録や簡易書留を利用して送付いただくようお願いします。
※申請に関する事で連絡する場合がありますので、必ず申請書に電話番号をご記入ください。

発行 秋田県健康福祉部保健・疾病対策課 TEL(018)860-1422

幸せはこぶこウノトリ(不妊治療総合支援)事業(令和5年度版)



新しい命に、会いたい

● 秋田県の不妊治療支援のご案内 ●

3組に1組を超えるご夫婦が不妊を心配したことがあると言われています。こうしたご夫婦の中には、治療にかかる費用や心理的な面で悩んでいる方々がたくさんいらっしゃいます。

秋田県では、ご夫婦が安心して治療に取り組めるよう、不妊に関する治療や専門医療機関の情報等を提供するとともに、精神的・経済的な相談に応じる「こことからだの相談室～不妊専門相談センター～」を設置するとともに、体外受精および顕微授精に要した治療費の一部を助成しています。

1 1こことからだの相談室～不妊専門相談センター～

妊娠、不妊、不育に関する悩みについて、看護師などによる相談を行っています。男女問わず利用できます。お気軽にご相談ください。

場 所 〒010-8543 秋田市広面字蓮沼44-2
秋田大学医学部附属病院 1階 婦人科外来内



こことからだ 秋田

検索

専用ウェブサイトはこちら

相談種別	相談内容	相談時間	相談日					電話番号
			月	火	水	木	金	
面接相談 (予約制)	不妊・不育に関する検査、治療、費用等についての相談	午後2時～4時	●	/	/	/	/	面接相談予約専用電話 TEL(018)884-6666 電話受付/月～金曜日 午前9時～午後5時
	不妊・不育にともなう心理的な相談 (臨床心理士対応)	午後2時～4時 (第1・3水曜日のみ)	/	/	●	/	/	
電話相談 (予約不要)	不妊・不育に関すること	午後1時～2時	●	/	/	/	●	電話相談専用電話 TEL(018)884-6234
メール相談	不妊・不育に関すること	「こことからだの相談室」専用ウェブサイトに相談フォームがあります。						

※相談は無料です。面接相談では、検査や治療は行いませんのでご了承ください。
※面接相談は、1時間程度で、各曜日とも2組まで相談できます。
※面接・電話相談とも土日・祝日及び12月29日～1月3日は実施していません。



●不妊治療費の保険適用については、厚生労働省のホームページをご覧ください。



お願い

特定不妊治療助成事業の申請をお考えの方は、あらかじめご加入の健康保険者から「**限度額適用認定証**」の交付を受けてから受診するようお願いします。

※「限度額適用認定証」を保険証と併せて医療機関等の窓口で提示すると、1か月（1日から月末まで）の窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなります。

2 秋田県特定不妊治療費への支援について

保険適用後の自己負担分について、引き続き治療に要する費用の一部を助成します。

対象となる方

- ・体外受精及び顕微授精等の生殖補助医療を受けた夫婦（事実婚を含む）
- ・治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満の夫婦
- ・秋田県内（秋田市を除く*）に住所があること ※秋田市にお住まいの方は秋田市にお問い合わせください。

助成内容

- ・令和4年4月1日以降に開始した特定不妊治療であって、次のいずれかに該当する治療に、一回の治療の自己負担額あたり以下の助成額を限度として助成します。

- (1) 特定不妊治療のうち保険診療として認められた治療
- (2) 保険外診療で受けた特定不妊治療のうち、(1)と同様の内容で行う治療。

ただし、保険算定回数の上限まで治療を行い、なお治療を継続した場合のものに限ります。

対象となる治療

保険診療分に対する助成は、高額療養費や付加（附加）給付金を控除します

治療区分	治療方法	保険適用後の自己負担額 助成上限額/1回	保険算定回数上限を 超えた場合 助成上限額/1回
A	新鮮胚移植を実施	9万円	30万円
B	凍結胚移植を実施	9万円	30万円
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	3万円	10万円
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	9万円	30万円
E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により中止	9万円	30万円
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止	3万円	10万円
男性不妊治療	精巣内精子生検採取法（TESE）、精巣上体内精子吸収採取法（MESA）等	9万円	30万円

※1回の治療について

実施医療機関で作成された胚移植術に向けた治療計画に基づく、胚移植術の実施に向けた一連の過程を指します。

※出産後、2子目以降の治療をする場合は、保険適用回数がリセットされます。

助成回数

助成回数は保険診療における初回の治療開始日の妻の年齢で判断します。

初回の治療開始時点の妻の年齢	保険適用回数上限	助成回数上限
40歳未満	1子ごとに6回まで	1子ごとに9回まで うち保険外診療は上限3回まで
40歳以上43歳未満	1子ごとに3回まで	1子ごとに3回まで 保険診療のみ

助成回数の考え方(参考)

パターン	保険適用回数	胚移植術 1回目	胚移植術 2回目	胚移植術 3回目	胚移植術 4回目	胚移植術 5回目	胚移植術 6回目	胚移植術 保険診療外 1回目	胚移植術 保険診療外 2回目	胚移植術 保険診療外 3回目	胚移植術 保険診療外 4回目以降
		通常パターン	秋田県助成回数 助成1回目	助成2回目	助成3回目	助成4回目	助成5回目	助成6回目	助成7回目	助成8回目	助成9回目
F1回、E1回の申請があった場合	保険適用回数	胚移植術 1回目	胚移植術 2回目	胚移植術 なし	胚移植術 3回目	胚移植術 なし	胚移植術 4回目	胚移植術 5回目	胚移植術 6回目	胚移植術 保険診療外 1回目	胚移植術 保険診療外 2回目以降
	秋田県助成回数	助成1回目	助成2回目	助成3回目 Fの治療	助成4回目	助成5回目 Eの治療	助成6回目	助成7回目	助成8回目	助成9回目	対象外
Fの治療を申請しない場合	保険適用回数	胚移植術 1回目	胚移植術 2回目	胚移植術 なし	胚移植術 3回目	胚移植術 なし	胚移植術 4回目	胚移植術 5回目	胚移植術 6回目	胚移植術 保険診療外 1回目	胚移植術 保険診療外 2回目以降
	秋田県助成回数	助成1回目	助成2回目	申請せず Fの治療	助成3回目	助成4回目 Eの治療	助成5回目	助成6回目	助成7回目	助成8回目	助成9回目
県外からの転入の場合	保険適用回数	胚移植術 1回目	胚移植術 2回目	胚移植術 3回目	胚移植術 4回目	胚移植術 5回目	胚移植術 なし	胚移植術 6回目	胚移植術 保険診療外 1回目	胚移植術 保険診療外 2回目	胚移植術 保険診療外 3回目以降
	秋田県助成回数	県外在住				秋田県転入 助成1回目	助成2回目 Eの治療	助成3回目	助成4回目	助成5回目	助成6回目

提出書類

※申請書等は秋田県公式サイトからダウンロード可能。また、申請窓口でも配布しています。

1. 秋田県特定不妊治療費助成事業申請書（申請者が記入）
2. 秋田県特定不妊治療費助成事業受診等証明書（治療実施医療機関の医師が記入）
3. 秋田県特定不妊治療費助成事業協力医療機関受診等証明書（協力医療機関の医師が記入）
4. 医療機関が発行した領収書（医療機関の処方による薬代も含まれます。）
5. 夫及び妻の住民票（発行から3か月以内、マイナンバーの記載のないもの。）
6. 治療を受けた方の健康保険証の写し
7. 限度額適用認定証の写し
8. 高額療養費や付加（附加）給付金の決定額が確認できる書類（支給決定通知書等）

2、3の申請時の注意事項

- 申請は、治療が終了してから行ってください。
- ご加入の医療保険者から高額療養費や付加（附加）給付金が給付される見込みの時は、その額が決定してから申請してください。（詳しくは、加入している医療保険者（国民健康保険にご加入の方は、お住まいの市町村の担当窓口）にご確認ください。）
- 秋田市が実施した助成は、通算の対象ですが、その他の自治体が独自で実施している助成は、通算の対象とならない場合があります。
- 治療が終了した日から9か月以内に必要な書類を添えて申請してください。申請は1回の治療が終了する毎に行ってください。